

居宅介護支援重要事項説明書

契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。不明な点があれば質問願います。

1. 事業所の概要

事業主体(法人名)	医療法人 尚豊会 理事長 古橋 亜沙子
事業所名	みたき在宅ケアセンター 居宅介護支援
所在地	〒512-0911 四日市市生桑菰池458-1
電話番号及びFAX番号	電話 059-330-6556 FAX 059-330-6537 営業時間 8:30~17:30 *緊急時・営業時間外は みたき総合病院 電話 059-330-6000
開設年月日	平成15年7月1日
事業所の指定番号	2470201530

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護状態と認定された利用者に対し、居宅においてその有する能力に応じ可能な限りの自立した日常生活を営むことができる居宅支援の提供を目的とします。
事業の方針	<ul style="list-style-type: none">・事業所職員は利用者の心身の状態、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供できるように努めます。・居宅介護支援の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように留意します。・事業の実施にあたっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、総合的サービスの提供に努めます。

3. 実施地域と営業日及び営業時間

通常実施地域	四日市市内 *地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
営業日	月曜日～土曜日 *祝日・12月30日～1月3日を除く。
営業時間	8:30～17:30

4. 職員体制

管 理 者	常勤	1名 (管理者兼務)
主任介護支援専門員	常勤	1名 以上
介護支援専門員	常勤	3名 以上

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や家族から、提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

担当介護支援専門員 _____ 氏名

5. 提供方法及び内容

居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して、生活チェックシート又は標準項目に沿った課題整理総括表を活用し、利用者の希望に基づき居宅サービス計画書を作成します。サービス担当者会議では、事業者からの意見も踏まえた上で居宅サービス計画を作成し各サービス提供事業者とのサービスの調整を行います。
サービスの実施状況及び課題の把握、評価	月1回以上、担当の介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握し結果を記録します。居宅サービス計画が効果的なものとして、提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。

6. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援等の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるために自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付が直接事業者を支払われない場合は、一ヶ月につき、要介護度に応じて別紙の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援利用料・・・【別紙1】

(2) 交通費

四日市市にお住まいの方は無料です。

四日市市以外の地域の方は、介護支援専門員が自動車で訪問する交通費は四日市市の区域を越えた地点から1km 当たり10円が別途必要です。

(3) 解約料

契約書第12条3項による途中解約の場合の解約料については、計画作成に要した経費(介護報酬、交通費等実費相当)を基本としてご負担願います。

7. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

① 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町(保険者)に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い再発防止に努めます。

8. 苦情・相談先

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

管理者までお申し出ください。 059-330-6556

(2) 当事業所以外の相談窓口

四日市市役所 介護保険課	059-354-8190
三重県国民健康保険団体連合会	059-222-4165
三重県福祉サービス運営適正化委員会	059-224-8111

9. 虐待の防止

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

② 虐待防止のための指針を整備します。

③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) 事業所は、サービス提供中に事業所従業員又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとします。

10. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のため対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② 入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

14. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

- ② 特定の事業者により不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ③ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- (2) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- (3) 当事業所の居宅計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【別紙2】のとおりです。

15. 秘密の保持

- ① 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

16. 第三者評価の実施状況

みたき在宅ケアセンター居宅介護支援事業所において、令和6年7月1日現在、第三者評価は実施していません。